

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案に対する修正案

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案の一部を次のように修正する。

「第四章 警察留置場

第一節 警察留置場の管理運営等（第四百四十六条・第四百四十七条）

目次中 第二節 警察留置場における受刑者の処遇（第四百四十八条・第四百四十九条） を「第四章 罰

第三節 雑則（第四百五十条・第四百五十一条）

第五章 罰則（第四百五十二条）

則（第四百四十六条）」に改める。

第二編第四章を削る。

第二編第五章中第四百五十二条を第四百四十六条とする。

第二編中第五章を第四章とする。

附則第十五条中第七十一条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十五条の前に次の章名を付する。

第十四章 警察留置場ニ関スル特則

附則第十五条中第七十五条を削る改正規定を次のように改める。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 警察留置場（第二条ノ規定ニ依リ刑事施設ニ代用セラルル警察官署ニ附属スル留置場ヲ謂フ以下同ジ）ノ管理運営ニ付テハ刑事施設及び受刑者ノ処遇等に関する法律第一編ノ規定中第四条（第一項第一号ニ係ル部分ヲ除ク）、第七条乃至第十条及び第十三条ノ規定ハ之ヲ適用セズ

警察留置場ノ管理運営ニ付テ刑事施設及び受刑者ノ処遇等に関する法律第一編ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ同法第五条中「法務大臣は」トアルハ「警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部ノ所在地を包括する方面以外ノ方面にあつては、方面本部長。以下「警察本部長」という。）は、都道府県公安委員会ノ定めるところにより」ト、「期するため、その職員のうちから監査官を指名し」トアルハ「期するため」ト、「これに」トアルハ「その指定する職員に」ト、同法第六条中「刑事施設の長」トアルハ「警察本部長」ト、同法第十二条中「刑事施設の長」トアルハ「留置業務を管理する者（警視庁、道府県警察本部又は方面本部に置かれる警察留置場（刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第

二条の規定により刑事施設に代用される警察官署に附属する留置場をいう。以下同じ。）にあっては警察本部長、警察署に置かれる警察留置場にあつては警察署長。以下「留置業務管理者」という。」「トス

附則第十五条に次の改正規定を加える。

本則に次の三条を加える。

第七十六条 警察留置場ニ於ケル受刑者ノ処遇ニ付テハ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第二編ノ規定中第十五条（第一項第八号ニ係ル部分ニ限ル）、第十九条（第一項第二号及び第四号ニ係ル部分ニ限ル）、第三十一条（第一項第三号ニ係ル部分ニ限ル）、第三十七条第一項、第三十九条第二項、第四十三条、第四十九条第二項、第五十一条（第二項第九号ニ係ル部分ニ限ル）、第五十三条、第五十四条、第五十七条乃至第五十九条、第九章、第十章第四節、第十一章、第一百十二条（第一項第六号乃至第九号及び第十三号乃至第十五号ニ係ル部分ニ限ル）、第一百七十七条、第二百二十条、第二百二十二条、第一百七十七条、第三百十条、第三百二十五条乃至第三百三十八条及び第四百十条ノ規定ハ之ヲ適用セス

警察留置場ニ於ケル受刑者ノ処遇ニ付テ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第二編ノ規定ヲ適用

スル場合ニ於テハ此等ノ規定中「刑事施設の長」トアルハ「留置業務管理者」ト、「法務省令」トアルハ「内閣府令・法務省令」ト、「刑務官」トアルハ「留置業務に従事する警察官」ト、「国庫」トアルハ「警察留置場の属する都道府県」ト、「矯正管区の長」トアルハ「警察本部長」ト、同法第十七条第一項第一号中「衣類及び寝具」トアルハ「寝具」ト、同法第三十九条第一項中「刑事施設の職員である医師等」トアルハ「医師等」ト、同法第四十条第一項中「刑事施設の職員でない医師等」トアルハ「医師等」ト、「刑事施設内において、自弁により」トアルハ「自弁により」ト、同条第二項中「、又はその後」にその受刑者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるとき」トアルハ「必要があるとき」ト、同法第五十五条第六項及び第五十六条第五項中「刑事施設の職員である医師」トアルハ「医師」ト、同法第二百一十一条ノ見出し並ニ同条第一項及び第三項中「法務大臣」トアルハ「警察本部長」ト、同法第二百二十四条第一項中「法務大臣若しくは監査官」トアルハ「警察本部長」ト、同法第二百三十一条第一項中「、第四十七条第一項及び第六十一条第一項」トアルハ「及び第四十七条第一項」ト、「、第六十一条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「刑事訴訟法の規定により勾留される者としての地位を損なわない限度で、かつ、勾留される期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」とする

トアルハ「する」ト、同条第二項中「第六十三條から第六十五條まで、第七十五條、第九章第四節及び第十章」トアルハ「第十章第一節から第三節まで及び第五節」ト、同法第三百二十九條中「第十二章第二節」トアルハ「第一百十八條及び第一百十九條」トス

第七十七條 警察留置場ニ付テハ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第三編第二章（第一百四十二條第二項ヲ除ク）ノ規定ハ之ヲ適用セズ

留置業務管理者（第七十五條第二項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第十二條ニ規定スル留置業務ヲ管理スル者ヲ謂フ次條ニ於テ同ジ）及び警察留置場ニ於ケル留置業務ニ従事スル警察官ニ付テハ同法第一百四十五條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七十八條 第七十五條第二項及び第七十六條第二項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律ノ規定ニ依ル警察本部長タル留置業務管理者ノ権限ニ属スル事務ハ国家公安委員會規則ノ定ムル所ニ依リ其一部ヲ警察本部長ガ指定スル警視以上ノ階級ニ在ル警察官ニ委任スルコトヲ得